

マイナ保険証と資格確認書について

2025年9月時点

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これからの医療機関の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）

- いまお手元にある健康保険証は、記載された有効期限で満了を迎えます。
（記載がない場合は、**最長でも令和7年12月1日まで**）
- 今後は、医療機関を受診される際、

マイナ保険証を**持っている方**

マイナ保険証

マイナ保険証を**持っていない方**

資格確認書

（従来の健康保険証と同様にお使いいただけます）

をご利用いただくのが基本となります。

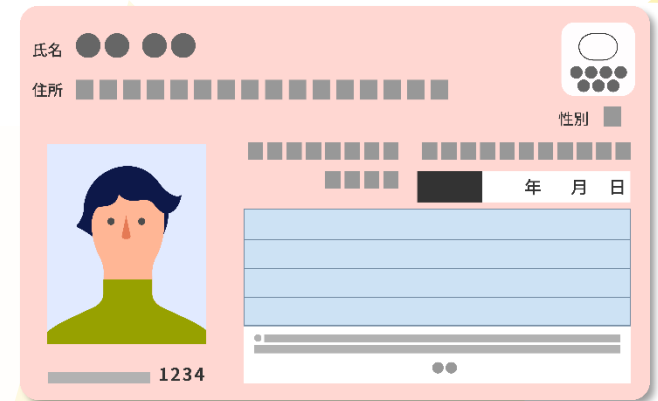
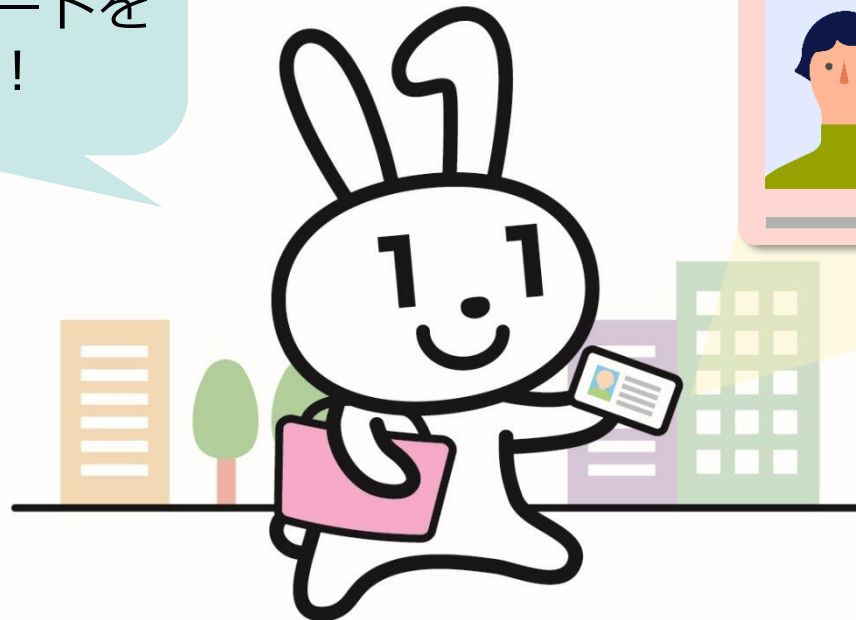
マイナ保険証

資格確認書

マイナ保険証とは

- マイナ保険証とは、**健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード**のことです。
- これまで健康保険証で行っていた受付（医療保険の資格確認）を、マイナンバーカードで便利に行うことができます。

医療機関・薬局を受診する際はぜひ、マイナンバーカードをお持ちください！



マイナ保険証のメリット（1/3）

より良い医療を受けることができる



患者さんの同意のもと、医師等が過去の診療情報、お薬情報や特定健診の結果を正確に確認できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

マイナ保険証のメリット（2/3）

**突然の手術・入院でも自己負担の上限を超える
高額な支払いが不要になる**



突然の病気・ケガで手術や入院をすること
になっても、自己負担の上限を超えて一時
的に高額な立て替え支払いなどをせずに、
一定額以内の支払いで済みます。

マイナ保険証のメリット（3/3）

**救急現場で、搬送中の適切な応急処置や
病院の選定などに活用される**

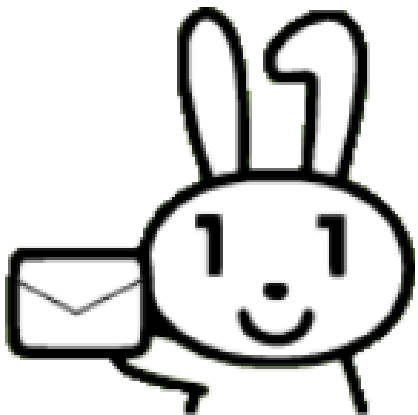


マイナンバーカードを持ち歩いていると、
救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照
できるようになるため、搬送中の応急処置
や病院の選定を適切に行うことができます。

マイナンバーカードの作成について

- マイナンバーカードの取得方法は3つあります。
- マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合は、**介助者及び施設職員等の代筆のうえ、本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。**

① 郵送で申請



② オンライン申請



③ まちなかの証明写真機で申請



その他、各自治体にてマイナンバーカード申請出張サポートを行っています。
詳しくはお住まいの自治体のWebサイトなどをご確認のうえ、
マイナンバーカードの総合窓口にお問合せをお願いします。

マイナンバーカードの取得方法（1/3）

① 郵送で申請

役所の窓口、もしくはデータをダウンロードのうえ印刷をして交付申請書をご準備のうえ、必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて郵送します。

▼ダウンロードページ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>



マイナンバーカードの取得方法（2/3）

② オンライン申請

オンライン申請サイトにアクセスしてメールアドレスを登録した後、個人番号カード交付申請書に記載されている申請書ID等の登録を行います。

▼オンライン申請方法

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/online_apply/



マイナンバーカードの取得方法（3/3）

③ まちなかの証明写真機で申請

交付申請書を持参し、マイナンバーカードの申請に対応しているまちなかの証明写真機にて申請します。

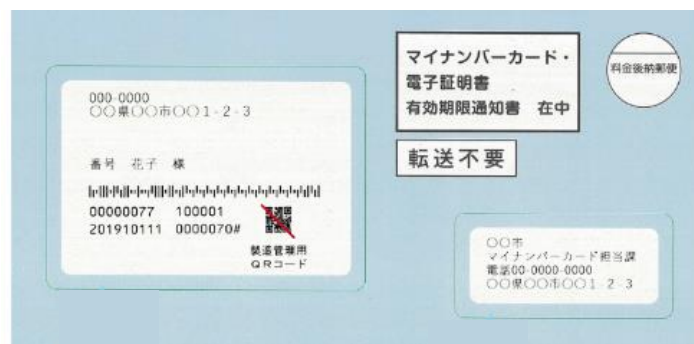
1. タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択し、撮影用のお金を入れて、**交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざします**。
2. 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



マイナンバーカードに関する有効期限について

- マイナンバーカードには、2種類の有効期限が設定されています。
 - ① **カード本体の有効期限**
(発行から**10回目の誕生日**（未成年者は5回目）まで)
 - ② **カードに搭載された電子証明書の有効期限**
(発行から**5回目の誕生日**まで)
- **有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書**が送付されます。
(更新手続について → <https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>)

有効期限通知書

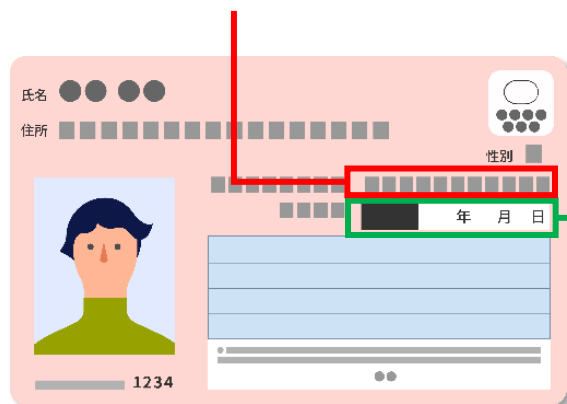


※ 電子証明書の有効期限切れから3か月間は、マイナ保険証として利用可能です。
ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報、お薬情報等の提供はできません。

マイナンバーカードに関する有効期限の確認方法

マイナンバーカードの券面

① マイナンバーカードの有効期限

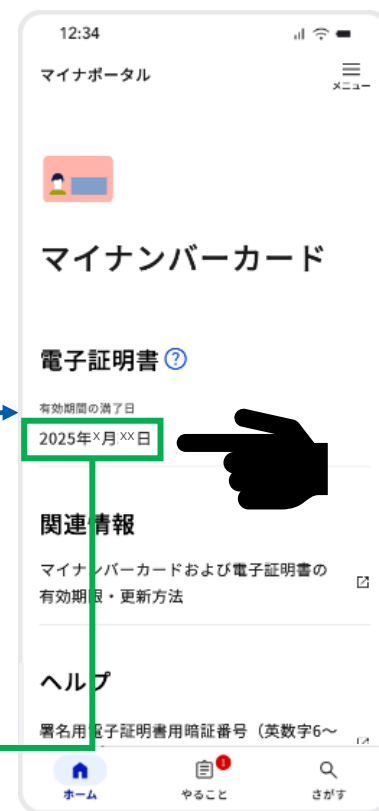


※電子証明書の有効期限は
手書きで、記載されていない場合もあります



② 電子証明書の有効期限

マイナポータル



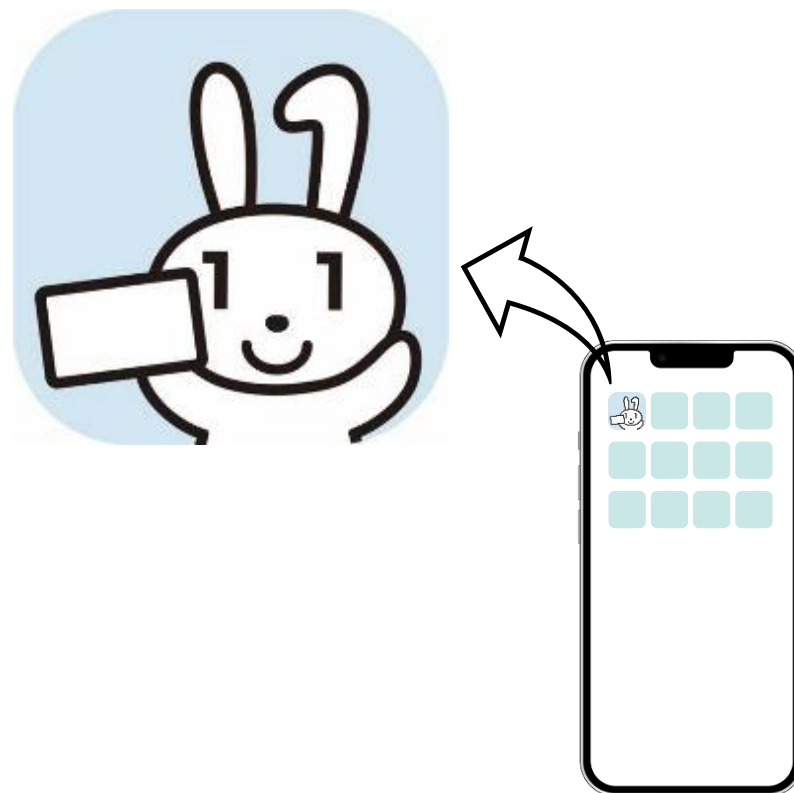
マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法は、主に2つあります。

① 医療機関・薬局の受付 (顔認証付きカードリーダー)



② マイナポータル



マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（1/2）

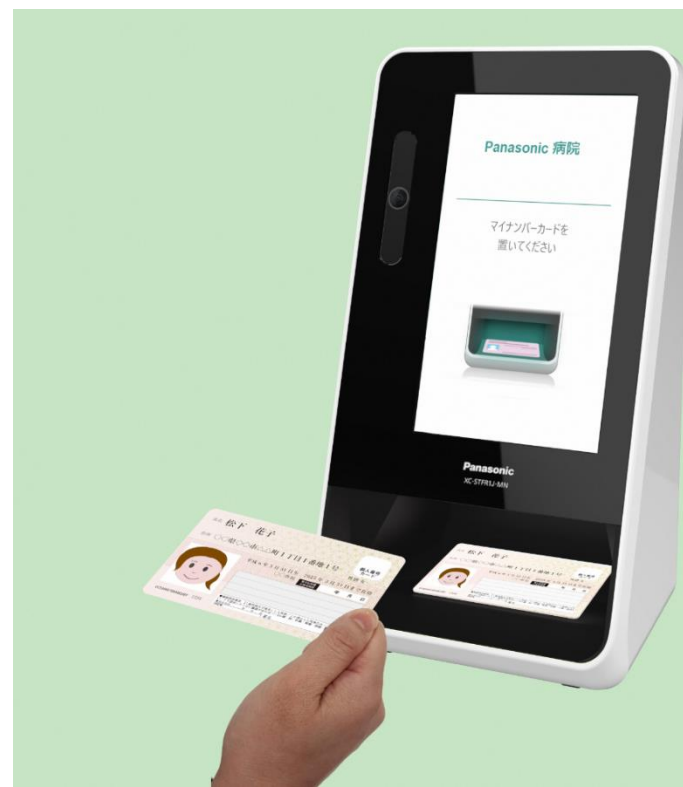
① 医療機関・薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）

医療機関・薬局の受付に置かれている顔認証付きカードリーダーで、
その場で簡単に利用登録ができます。

※利用登録しているかわからない方も、
マイナンバーカードがあれば、その場で
確認・登録できます。

詳細はこちら >>>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html



マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法（2/2）

② マイナポータル

スマートフォン等からマイナポータルにログインして、利用登録できます。

※法定代理人の方は、本人の代理として利用登録が可能です。

※ログインには4桁の暗証番号が必要です。



詳細はこちら >>>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html



マイナンバーカードの健康保険証利用登録有無の確認方法

- マイナ保険証の登録状況は、**マイナポータルにて確認できます！**

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータル (<https://myrna.go.jp/>) にログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況を確認することができます。
(ログイン時には、お手元にマイナンバーカードと4桁の暗証番号をご用意ください)



登録状況の確認欄にて、
健康保険証が
「登録済」
となっていたら、
健康保険証利用登録が
完了しています。

マイナ保険証での受付のやり方（1/2）

1 受付

マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く。



※顔認証付きカードリーダーは全5種類あり、施設によって異なります。

2 本人確認

「顔認証」を行うか、「暗証番号（マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号）」を入力する。

顔認証



暗証番号

正しい暗証番号を入力してください

● ○ ○ ○

1	2	3
4	5	6
7	8	9
取消	0	クリア

あと2回

注）番号位置は入れ替わります

※医療機関・薬局の職員の目視による本人確認もできますので、窓口でご相談ください。

マイナ保険証での受付のやり方（2/2）

3

過去の診療・お薬情報の提供など同意事項の確認

診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する。

過去の医療情報等の
提供に同意しますか。

【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

4

受付完了

同意の選択で受付が完了し、カードを取って呼び出しを待つ。



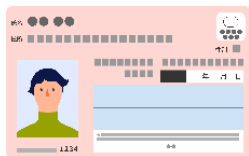
バンゴウ ハナコ 様

カードを取り出して
待合室でお待ちください



顔認証付きカードリーダーが不具合で使えない場合は？

- マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で受付ができなかった場合も、**全額自己負担でなく、これまで通りの一定の割合での自己負担額**です。以下のような対応で確認を行います。



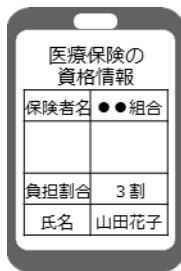
マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ない**



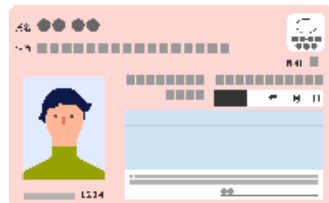
ご提示可能な場合

マイナポータル画面

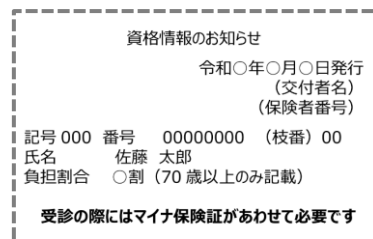
※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



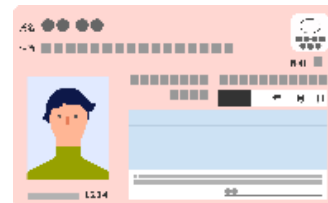
+



資格情報のお知らせ



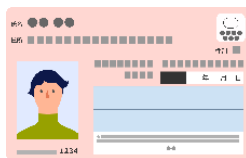
+



※資格確認書をお持ちの場合、資格確認書でも対応できます。

顔認証付きカードリーダーが不具合で使えない場合は？

- マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など何らかの事情で受付ができなかった場合も、**全額自己負担でなく、これまで通りの一定の割合での自己負担額**です。以下のような対応で確認を行います。



マイナンバーカードを提示したが、**受付が出来ず、前ページのものをご提示出来ない場合**

再診の場合

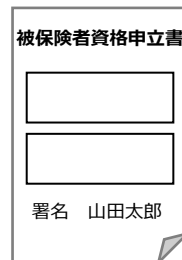
口頭確認

施設側で資格確認に必要な
情報を把握していれば、
職員より口頭で確認

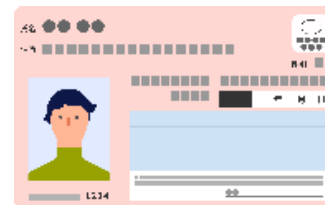
初診の場合

被保険者資格申立書

※職員より用紙を受取り記入してください



+



資格確認書について（1/3）

マイナ保険証を保有していない方は全員 資格確認書の交付対象となります

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が**無償で申請によらず**交付されます。
- 従来の健康保険証と同様に、**単体で受診することができます。**
- 有効期限は最長5年です。
- 保険者によって様式・発行形態が異なります。

<イメージ>

〇〇都道府県		有効期限		年	月	日
国民健康保険		発効期日		年	月	日
資格確認書						
記号		番号		(枝番)		
氏名		性別				
生年月日		年	月	日	負担割合	
適用開始年月日		年	月	日		
交付年月日		年	月	日		
世帯主氏名						
住所						
保険者番号						
交付者名		印				

資格確認書について（2/3）

マイナ保険証を保有している方のうち
資格確認書の交付対象となる方

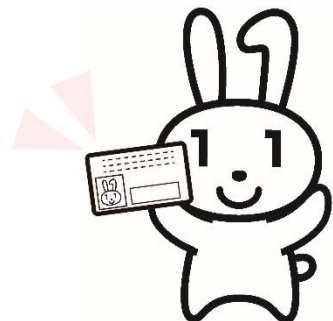
マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方
（ご高齢の方、障害のある方、など）

申請いただくことで資格確認書を**無償**で交付します

後期高齢者医療制度の被保険者

（75歳以上の方・65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方）

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を**無償**で**申請によらず**交付します



上記に該当する方は、

マイナ保険証と資格確認書の両方
をお持ちいただけます。

資格確認書について（3/3）

従来の健康保険証と同様に、**代理申請**が可能です！

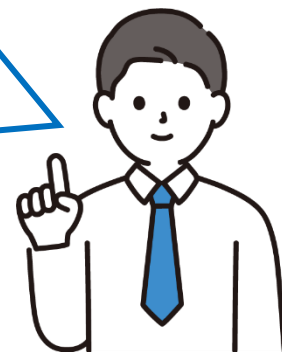
- 従来の健康保険証と同様に、親族等の法定代理人や介助者等による申請が可能です。



代理申請って、具体的にどうすればいいの？

ご加入の保険者より、**資格確認書交付申請書**を入手※し、必要な情報をご記入のうえ、ご提出ください。

- ※ 市区町村国保→ お住まいの市町村（特別区を含む）の窓口
- 国民健康保険組合→ 国民健康保険組合又は各都道府県の窓口
- 被用者保険→ 保険者のWebサイトやお問い合わせ先等で確認のうえ、ご準備ください。



資格確認書の交付申請について

資格確認書交付申請書

※記入内容の詳細は次ページ以降をご参照ください。

別添19 参考例 国民健康保険 資格確認書交付申請書

(あて先)〇〇市(区、町、村)長 次のとおり申請します。

申請日	年 月 日		1
申請者	氏名	電話	2
	住所		
	世帯主からみた関係 ☐ 世帯主本人 ☐ 世帯員() ☐ その他()		3
世帯主	氏名	4	5

(※代理人が申請する場合は、原則として、別途、委任状等の各市町村が適当と認める書類の添付が必要)

※ここから下の太枠内は、交付を希望する人について記入してください。

6	住 所	☐ 同上	
7	(フリガナ)		
1	氏 名	男・女	8
	生年月日	年 月 日	9
	(フリガナ)		
2	氏 名	男・女	8
	生年月日	年 月 日	9
	(フリガナ)		
3	氏 名	男・女	8
	生年月日	年 月 日	9
	(フリガナ)		
4	氏 名	男・女	8
	生年月日	年 月 日	9
	(フリガナ)		
10	任意記載事項の記載の希望	☐ 任意記載事項(※)の記載を希望する ☐ 任意記載事項の記載を希望しない	
	(記載上の注意) 申請理由欄の補足説明	1. マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない 2. マイナンバーカードを返納する予定である 3. 介助者等の第三者が高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である 4. その他 ※マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情を具体的に記載ください (注) マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請の必要はありません。	

資格確認書の交付申請について

- 1 申請する**年月日**を記入
- 2 申請する人（ご本人の場合はご本人、代理人の場合は代理人）の**氏名・電話番号・住所**を記入
- 3 申請する人が属する世帯（住民票の記載事項に則る）の**世帯主との関係性**を記入
※施設職員等の外部の方が申請する場合は、「その他」に申請者との関係性を記入
- 4 申請する人の**世帯主**（住民票の記載事項に則る）の**氏名**を記入
- 5 申請する人の**世帯主の個人番号（マイナンバー）**を記入

別添19 参考例 国民健康保険 資格確認書交付申請書

(あて先)〇〇市(区、町、村)長 次のとおり申請します。

申請日	年 月 日		1
申請者	氏名	電話	2
	住所		
世帯主	世帯主からみた関係 ☐ 世帯主本人 ☐ 世帯員() ☐ その他()		3
	氏名	4	5
		個人番号	

(※代理人が申請する場合は、原則として、別途、委任状等の各市町村が適当と認める書類の添付が必要)

別添19 参考例 国民健康保険 資格確認書交付申請書

(あて先)〇〇市(区、町、村)長 次のとおり申請します。

申請日	年 月 日	1	
申請者	氏名	電話	2
	住所		
世帯主	世帯主からみた関係 ☐ 世帯主本人 ☐ 世帯員() ☐ その他()		3
	氏名	4	5
		個人番号	

(※代理人が申請する場合は、原則として、別途、委任状等の各市町村が適当と認める書類の添付が必要)

- 6 資格確認書の交付を希望する人の**住所**を記入
※申請者ご本人の場合は、住所を記入せず「**同上**」にチェックしてください
- 7 資格確認書の交付を希望する人の**氏名・性別・生年月日**を記入
- 8 資格確認書の交付を希望する**理由**を選択
※各選択肢の詳細は、最下部（次ページ）の「申請理由欄の補足説明」をご参照ください
- 9 資格確認書の**交付を希望する人の個人番号（マイナンバー）**を記入

※ここから下の太枠内は、交付を希望する人について記入してください。

6 住所		□ 同上	
7	1 (フリガナ)	(申請理由) 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他()	8
	氏名 男・女		
	生年月日 年 月 日	(個人番号)	9
	2 (フリガナ)	(申請理由) 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他()	
	氏名 男・女		
	生年月日 年 月 日	(個人番号)	
	3 (フリガナ)	(申請理由) 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他()	
	氏名 男・女		
	生年月日 年 月 日	(個人番号)	
	4 (フリガナ)	(申請理由) 1. 紛失 2. カード返納 3. 介助 4. その他()	
	氏名 男・女		
	生年月日 年 月 日	(個人番号)	

資格確認書の交付申請について

10 任意記載事項※を資格確認書に記載することの希望有無をチェック

※任意記載事項とは、一部負担金限度額の適用区分、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額の減額の適用区分、認定を受けた特定疾病および自己負担限度額の区分をいいます。

任意記載事項を記載することで、別途、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を申請いただき、交付を受ける必要がなくなります。

別添19 参考例 国民健康保険 資格確認書交付申請書

※添付書類(国、都、道、市、区、村)長 決の日に申請します。

申請日	年 月 日	1
氏名	姓 名	2
住所	市 町 区 丁目 番 号	3
世帯主からみた関係	1 世帯主本人 2 世帯員 3 世帯外 4 世帯外 5 世帯外	4
性別	男 女	5

(※世帯主が申請する場合は、原則として、別途、世帯員等の世帯員が該当する世帯の世帯主が申請)

※ここに記入する内容は、交付を受ける人に記入してください。

6 住所	7 世帯員	8 世帯外	9 世帯外
1 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
2 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
3 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
4 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
5 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
6 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
7 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
8 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
9 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
10 氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

任意記載事項(10)の記載を希望する
☐任意記載事項の記載を希望する
☐任意記載事項の記載を希望しない

(記載上の注意) 申請理由欄の補足説明

1. マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない
 2. マイナンバーカードを返納する予定である
 3. 介護者等の第三者が高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である
 4. その他
 ※マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情を具体的に記載ください

(注) マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請の必要はありません。

生年月日	(個人番号)
10 任意記載事項の記載の希望	☐ 任意記載事項(※)の記載を希望する ☐ 任意記載事項の記載を希望しない ※任意記載事項とは、一部負担金限度額の適用区分、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額の適用区分、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分のことをいいます。任意記載事項を記載することで、別途、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を申請いただき、交付を受ける必要がなくなります。
(記載上の注意) 申請理由欄の補足説明	1. マイナンバーカードを紛失した又は更新中で、有効なマイナンバーカードが手元にない 2. マイナンバーカードを返納する予定である 3. 介護者等の第三者が高齢者又は障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である 4. その他 ※マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない事情を具体的に記載ください (注) マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録を行っていない方には、申請によらず資格確認書が交付されるため、申請の必要はありません。